

議案第 8 号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則について、別紙のとおり議決を求めます。

平成 30 年 3 月 17 日

鳥取県教育委員会教育長 山 本 仁 志

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則

(鳥取県教育委員会公告式規則の一部改正)

第1条 鳥取県教育委員会公告式規則(昭和25年鳥取県教育委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(規則の公布方法) 第2条 委員会規則は <u>教育長</u> が署名した後委員会規則であることを明記し、番号を附して公布する。	(規則の公布方法) 第2条 委員会規則は <u>委員長</u> が署名した後委員会規則であることを明記し、番号を附して公布する。

(鳥取県教育委員会会議規則の一部改正)

第2条 鳥取県教育委員会会議規則(昭和31年鳥取県教育委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。) <u>第16条</u> の規定に基づき教育委員会の会議(以下「会議」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この規則は、 <u>地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)</u> による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。) <u>第15条</u> の規定に基づき教育委員会の会議(以下「会議」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。
(会議) 第2条 略 2 略 3 臨時会は、 <u>教育長</u> が必要と認めるとき、又は委員 <u>2名</u> 以上の者から会議に附議する事項を示して請求があったときこれを招集する。 4 <u>法第14条第7項</u> ただし書の規定により会議を公開しないことができる事件は、次に掲げる事件とする。 (1)～(5) 略	(会議) 第2条 略 2 略 3 臨時会は、 <u>委員長</u> が必要と認めるとき、または委員 <u>3名</u> 以上の者から会議に附議する事項を示して請求があったときこれを招集する。 4 <u>法第13条第6項</u> ただし書の規定により会議を公開しないことができる事件は、次に掲げる事件とする。 (1)～(5) 略
(会議の傍聴) 第3条 会議は、 <u>法第14条第7項</u> ただし書の規定により公開しないこととしたときを除き、傍聴させることができる。	(会議の傍聴) 第3条 会議は、 <u>法第13条第6項</u> ただし書の規定により公開しないこととしたときを除き、傍聴させることができる。
(会議の招集) 第4条 略 2 会議の招集を行った場合には、 <u>教育長</u> は、直ちに	(会議の招集) 第4条 略 2 会議の招集を行った場合には、 <u>委員長</u> は、直ちに

会議の場所及び日時並びに会議に附する事項をインターネットを利用して公表するものとする。

第5条 教育長及び委員は、招集の当日、指定の時刻までに、指定の場所に参集しなければならない。

2 委員は、招集に応ずることができないときは、その事由を具して会議開会前までに教育長に届け出なければならない。

(開会および閉会の宣告)

第7条 会議の開会および閉会は、教育長がこれを宣告する。

(会議の時間)

第8条 会議は、午前10時から午後5時までとする。ただし、教育長は必要により会議に諮って、これを変更することができる。

(議事)

第9条 会議に提出された議案その他の事件を会議の議題とするときは、教育長がこれを宣告する。

第10条 教育長は、審議上必要と認めるときは、数件を一括して議題とすることができる。

第13条 動議が提出されたときは、教育長は会議に諮って、これを議題としなければならない。

(発言)

第16条 発言しようとする委員は、教育長の許可を得て発言しなければならない。

2 2人以上の委員が発言を求めたときは、先に発言した委員に、同時に発言したときは、教育長が指名した委員に発言させるものとする。

第18条 教育長は、質疑および討論が尽きたと認めるときは、その終結を宣告しなければならない。

(採決)

第19条 教育長は、採決しようとするときは、その議題を会議に宣告する。

2 略

第20条 同一の議題について2つ以上の修正案が提出されたときは、教育長は、原案に最も遠いと認める

会議の場所および日時ならびに会議に附する事項を告示するものとする。

第5条 委員は、招集の当日、指定の時刻までに、指定の場所に参集しなければならない。

2 委員は、招集に応ずることができないときは、その事由を具して会議開会前までに委員長に届け出なければならない。

(開会および閉会の宣告)

第7条 会議の開会および閉会は、委員長がこれを宣告する。

(会議の時間)

第8条 会議は、午前10時から午後5時までとする。ただし、委員長は必要により会議にはかつて、これを変更することができる。

(議事)

第9条 会議に提出された議案その他の事件を会議の議題とするときは、委員長がこれを宣告する。

第10条 委員長は、審議上必要と認めるときは、数件を一括して議題とすることができる。

第13条 動議が提出されたときは、委員長は会議にはかつて、これを議題としなければならない。

(発言)

第16条 発言しようとする委員は、委員長の許可を得て発言しなければならない。

2 2人以上の委員が発言を求めたときは、さきに発言した委員に、同時に発言したときは、委員長が指名した委員に発言させるものとする。

第18条 委員長は、質疑および討論がつきたと認めるときは、その終結を宣告しなければならない。

(採決)

第19条 委員長は、採決しようとするときは、その議題を会議に宣告する。

2 略

第20条 同一の議題について2つ以上の修正案が提出されたときは、委員長は、原案に最も遠いと認める

<p>ものから順次採決する。</p> <p>第23条 略</p> <p>2 前項による投票の方法は、<u>教育長</u>が会議に<u>諮って</u>これを決める。</p> <p>第24条 <u>教育長</u>は、異義のない議題については、前条の規定にかかわらず、直ちにその可否を宣告することができる。</p> <p>第25条 議決の結果は、<u>教育長</u>がこれを宣告する。</p> <p>(請願および陳情)</p> <p>第26条 請願および陳情があったときは、<u>教育長</u>は会議に<u>諮って</u>採否を決定する。</p> <p>第27条 請願および陳情の取扱手続については、<u>教育長</u>が別にこれを定める。</p> <p>(規律)</p> <p>第28条 会議中委員が離席又は退席をしようとするときは、<u>教育長</u>の承認を受けなければならない。</p> <p>第29条 委員が遅参したときは、その旨<u>教育長</u>に通告し、着席しなければならない。</p> <p>(懲罰)</p> <p>第31条 <u>教育長</u>は、懲罰事犯があると認めるとき又は委員2人以上の動議があるときは、会議の議決によって次の懲罰を科することができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>第32条 議事録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>出席した教育長並びに出席委員及び欠席委員の氏名</u></p> <p>(3)～(7) 略</p> <p>(8) その他<u>教育長</u>又は会議において、必要と認めた事項</p> <p>2 議事録には、出席委員のうちから<u>教育長</u>の指名する委員2人が署名しなければならない。</p>	<p>ものから順次採決する。</p> <p>第23条 略</p> <p>2 前項による投票の方法は、<u>委員長</u>が会議に<u>はかつて</u>これを決める。</p> <p>第24条 <u>委員長</u>は、異義のない議題については、前条の規定にかかわらず、直ちにその可否を宣告することができる。</p> <p>第25条 議決の結果は、<u>委員長</u>がこれを宣告する。</p> <p>(請願および陳情)</p> <p>第26条 請願および陳情があったときは、<u>委員長</u>は会議に<u>はかつて</u>採否を決定する。</p> <p>第27条 請願および陳情の取扱手続については、<u>委員長</u>が別にこれを定める。</p> <p>(規律)</p> <p>第28条 会議中委員が離席または退席しようとするときは、<u>委員長</u>の承認を受けなければならない。</p> <p>第29条 委員が遅参したときは、その旨<u>委員長</u>に通告し、着席しなければならない。</p> <p>(懲罰)</p> <p>第31条 <u>委員長</u>は、懲罰事犯があると認めるとき<u>または</u>委員2人以上の動議があるときは、会議の議決によって次の懲罰を科することができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>第32条 議事録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 出席委員及び欠席委員の氏名</p> <p>(3)～(7) 略</p> <p>(8) その他<u>委員長</u>又は会議において、必要と認めた事項</p> <p>2 議事録には、出席委員のうちから<u>委員長</u>の指名する委員2人が署名しなければならない。</p>
---	--

(鳥取県教育委員会事務局等組織規則の一部改正)

第3条 鳥取県教育委員会事務局等組織規則(昭和39年鳥取県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正

する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 この規則は、教育委員会の権限に属する事務を処理させるための組織を構成する機関（学校を除く。以下同じ。）の設置、内部組織、所掌事務その他の組織上必要な事項を規定するものとする。	(趣旨) 第1条 この規則は、教育委員会の権限に属する事務を処理させるための組織を構成する機関（ <u>教育長及び学校</u> を除く。以下同じ。）の設置、内部組織、所掌事務その他の組織上必要な事項を規定するものとする。

(鳥取県教育委員会傍聴規則の一部改正)

第4条 鳥取県教育委員会傍聴規則（昭和51年鳥取県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(傍聴の手続等) 第2条 会議を傍聴する者（以下「傍聴人」という。）は、あらかじめ傍聴人受付簿にその住所及び <u>氏名</u> を記入し、係員の指示に従って、傍聴席に着席しなければならない。	(傍聴の手続等) 第2条 会議を傍聴する者（以下「傍聴人」という。）は、あらかじめ傍聴人受付簿にその住所、 <u>氏名及び年齢</u> を記入し、係員の指示に従って、傍聴席に着席しなければならない。
(傍聴することができない者) 第3条 次の各号の <u>いずれかに</u> 該当する者は、会議を傍聴することができない。 (1)・(2) 略 (3) その他 <u>教育長</u> において傍聴を不相当と認める者	(傍聴することができない者) 第3条 次の各号の <u>一に</u> 該当する者は、会議を傍聴することができない。 (1)・(2) 略 (3) その他 <u>委員長</u> において傍聴を不相当と認める者
(傍聴人の数の制限) 第4条 <u>教育長</u> は、会議の運営上必要があると認めるときは、傍聴人の数を制限することができる。	(傍聴人の数の制限) 第4条 <u>委員長</u> は、会議の運営上必要があると認めるときは、傍聴人の数を制限することができる。
(退場) 第6条 傍聴人は、会議を公開しないこととする旨の議決があったとき、又は <u>教育長</u> が会議の閉会を宣告したときは、直ちに退場しなければならない。	(退場) 第6条 傍聴人は、会議を公開しないこととする旨の議決があったとき、又は <u>委員長</u> が会議の閉会を宣告したときは、直ちに退場しなければならない。
(退場の命令) 第7条 <u>教育長</u> は、傍聴人がこの規則の規定に違反したときは、その者に退場を命ずることができる。	(退場の命令) 第7条 <u>委員長</u> は、傍聴人がこの規則の規定に違反したときは、その者に退場を命ずることができる。

(教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部改正)

第5条 教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和55年鳥取県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(委任)</p> <p>第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p><u>(7) 略</u></p> <p><u>(8) 略</u></p> <p><u>(9) 略</u></p> <p><u>(10) 略</u></p> <p><u>(11) 略</u></p> <p><u>(12) 略</u></p> <p><u>(13) 略</u></p> <p><u>(14) 略</u></p> <p><u>(15) 略</u></p> <p><u>(16) 略</u></p> <p><u>(17) 略</u></p> <p><u>(18) 略</u></p> <p><u>(19) 略</u></p> <p><u>(20) 略</u></p> <p><u>(21) 略</u></p> <p><u>(22) 略</u></p> <p><u>(23) 略</u></p> <p><u>(24) 略</u></p> <p>(委任事務等の報告)</p> <p>第4条 教育長は、第2条の規定により委任を受けた事務及び前条の規定により臨時に代理をした事務について、重要かつ異例の事態が生じたとき又は委員から報告の請求があったときは、<u>その事務の管理及び執行の状況を教育委員会に報告しなければならない。</u></p>	<p>(委任)</p> <p>第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p><u>(7) 教育長の任免その他の人事に関すること。</u></p> <p><u>(8) 教育長職務代行者の指定に関すること。</u></p> <p><u>(9) 略</u></p> <p><u>(10) 略</u></p> <p><u>(11) 略</u></p> <p><u>(12) 略</u></p> <p><u>(13) 略</u></p> <p><u>(14) 略</u></p> <p><u>(15) 略</u></p> <p><u>(16) 略</u></p> <p><u>(17) 略</u></p> <p><u>(18) 略</u></p> <p><u>(19) 略</u></p> <p><u>(20) 略</u></p> <p><u>(21) 略</u></p> <p><u>(22) 略</u></p> <p><u>(23) 略</u></p> <p><u>(24) 略</u></p> <p><u>(25) 略</u></p> <p><u>(26) 略</u></p> <p>(委任事務等の処理の特例)</p> <p>第4条 教育長は、第2条の規定により委任を受けた事務について、重要かつ異例の事態が生じたときは、<u>教育委員会の指揮を受けて処理しなければならない。</u></p>

(日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則の一部改正)

第6条 日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則（平成12年鳥取県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(公の意思の形成への参画に携わる職)</p> <p>第3条 公の意思の形成への参画に携わる職は、次に掲げる職とする。</p>	<p>(公の意思の形成への参画に携わる職)</p> <p>第3条 公の意思の形成への参画に携わる職は、次に掲げる職とする。</p>

<u>(1)</u> 略	<u>(1)</u> 教育長
<u>(2)</u> 略	<u>(2)</u> 略
<u>(3)</u> 略	<u>(3)</u> 略
<u>(4)</u> 略	<u>(4)</u> 略
<u>(5)</u> 略	<u>(5)</u> 略
<u>(6)</u> 略	<u>(6)</u> 略
<u>(7)</u> 略	<u>(7)</u> 略
<u>(8)</u> 略	<u>(8)</u> 略
<u>(9)</u> 略	<u>(9)</u> 略
	<u>(10)</u> 略

(教育長の給与の支給に関する規則の廃止)

第7条 教育長の給与の支給に関する規則（平成9年鳥取県教育委員会規則第10号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項に規定する旧教育長が同項の規定によりなお従前の例により在職する期間においては、第1条の規定による改正後の鳥取県教育委員会公告式規則の規定、第2条の規定による改正後の鳥取県教育委員会会議規則の規定、第3条の規定による改正後の鳥取県教育委員会事務局等組織規則の規定、第4条の規定による改正後の鳥取県教育委員会傍聴規則の規定、第5条の規定による改正後の教育長に対する事務の委任等に関する規則の規定及び第6条の規定による改正後の日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則の規定は適用せず、第1条の規定による改正前の鳥取県教育委員会公告式規則の規定、第2条の規定による改正前の鳥取県教育委員会会議規則の規定、第3条の規定による改正前の鳥取県教育委員会事務局等組織規則の規定、第4条の規定による改正前の鳥取県教育委員会傍聴規則の規定、第5条の規定による改正前の教育長に対する事務の委任等に関する規則の規定、第6条の規定による改正前の日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則の規定及び第7条の規定による廃止前の教育長の給与の支給に関する規則の規定は、なおその効力を有する。